

**【書式38】執行取消申立書**

**解放金供託による執行取消申立書**

令和〇年〇月〇日

〇〇地方裁判所民事第〇部 御中

申立人（債務者） ○ ○ ○ ○ 印

電話番号 ○〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の令和〇年（ヨ）第〇〇〇〇号不動産（債権）仮差押命令申立事件について、申立人（債務者）は仮差押解放金〇〇〇〇円を供託したので、別紙物件目録記載の不動産（別紙仮差押債権目録記載の債権）に対してした執行は取り消されたい。

なお、本件仮差押え・仮処分は本執行に移行しておりません。

- ★ 上記申立書には、当事者目録及び物件目録（仮差押債権目録）をとじてください。  
なお、債権者に代理人がついている場合には、当事者目録にその表示をしてください。
- ★ 用意する添付書類等

- 1 供託書正本および供託書正本のコピー 1 通
- 2 債権者、債務者、第三債務者の人数×1220円の郵券\*
- 3 債権者、債務者、第三債務者の人数に1を加えた取消決定用の当事者目録及び物件目録・（仮差押債権目録）
- 4 対象物が不動産で法務局に登録抹消嘱託が必要な場合（法務局1か所につき）
  - ① 登記権利者義務者目録、物件目録各2通
  - ② 郵券590円×2\*
  - ③ 不動産1個につき1000円の収入印紙1枚（区分所有建物について、敷地権は1個と数えます。）

5 代理人弁護士が申し立てる場合には委任状を、債務者本人が申し立てる場合には実印で申立書を作成して印鑑証明書を添付してください。

\* 郵券額については、当事者や物件が多く決定書が多丁数になってしまう場合、増えることがあります。

6 仮差押対象物に滞納処分にかかる執行がある場合

① 郵券 110円 × 1枚

② 当事者目録及び物件目録（仮差押債権目録）各2通

7 保全命令発令から1年を経過している場合は、不動産登記記録全部事項証明書（1か月以内のもの）が必要です。

★ 解放金を供託する際に、供託書に「法令条項」を書くこととなりますが、仮差押えの場合は「民事保全法第22条」と、仮処分の場合は「民事保全法第25条」と記入してください。

★ 債権者、債務者、第三債務者（債権仮差押の場合）分の宛名シールのご提出にご協力ください。